

# 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

〔平成19年1月17日  
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号〕

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給料（第2条—第10条）
- 第3章 手当（第11条—第24条）
- 第4章 補則（第25条—第31条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員（法第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。）の給与に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 給料

#### （派遣職員の給与）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体から派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の給与（時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く。）については、支給しない。ただし、広域連合と派遣職員を派遣した地方公共団体（以下「派遣元」という。）との協定により特別の定めがある場合は、当該協定に定めるところによる。

#### （給料）

第3条 職員（大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第4号）第4条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）には、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第2条及び第3条の規定により定められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対し、給料を支給する。

2 派遣職員の給料は、その者が当該派遣元において職員として在籍した場合に受けるべき給料の月額（以下「給料月額」という。）とし、支給その他の手続は、当該派遣元の条例の例による。

#### （給料表）

第4条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表
- (2) 医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

ロ 医療職給料表（二）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第28条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。

（職務の級及び号給の決定）

第5条 職員の職務の級は、規則で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

（昇給の基準）

第6条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳に達した日の属する会計年度の末日を超えて在籍する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

（任期付短時間勤務職員の給料月額）

第6条の2 任期付短時間勤務職員の給料月額は、給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（復職時等における給料月額の調整）

第7条 休職（法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合を含む。）、休暇又は療養のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、規則の定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。

（給料の支給方法）

第8条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額を規則で定める日に支給する。

（給料の支給方法）

第9条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等によって給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

- 3 職員が死亡したときは その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定によって給料を支給する場合であつて、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から勤務時間条例第3条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給料の調整額)

第10条 広域連合長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤勞の強度、勤務時間、勤勞環境その他の勤勞条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

- 2 前項の規定による調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

### 第3章 手当

(手当)

第11条 職員には、給料のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 身体又は精神に著しい障害がある者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,800円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、扶養親族の増減等に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域手当)

第13条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

(住居手当)

- 第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1,2000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。  
（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として規則で定める職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車その他の交通用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として規則で定める職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として規則で定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、6か月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、当該区分に掲げる額に支給対象期間の月数を乗じて得た額（任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）。ただし、規則で定めるところにより通勤が不便であると認められる職員又は通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員にあつては、30,500円又は43,600円を超えない範囲内で規則で定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額

自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,000円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6,500円
15キロメートル以上20キロメートル未満	8,900円
20キロメートル以上25キロメートル未満	11,300円
25キロメートル以上30キロメートル未満	13,700円
30キロメートル以上35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上40キロメートル未満	18,500円
40キロメートル以上45キロメートル未満	20,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	21,800円
50キロメートル以上55キロメートル未満	22,700円
55キロメートル以上60キロメートル未満	23,600円
60キロメートル以上	24,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

3 通勤手当の支給を受けた職員につき、支給対象期間に住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合その他の規則で定める事由が生じた場合には、通勤の実情の変更等を考慮して、規則で定める額を追給し、又は返納させるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。  
(時間外勤務手当)

第16条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100の125か

ら100の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100の100」とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第7条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第3項により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
  - (1) 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
  - (2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50
- 6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
  - (1) 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
  - (2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50から第3項で定める割合を減じた割合
- 7 第2項及び前3項の規定にかかわらず、派遣職員の勤務1時間当たりの給与額は、当該職員の給与の適用を受ける派遣元の例により算出した額とする。

（休日勤務手当）

第17条 休日勤務手当は、勤務時間条例第9条に規定する休日（勤務時間条例第10条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。勤務時間条例第3条の規定により毎

日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が勤務時間条例第3条の規定により定められた週休日に当たるときは、規則で定める日において正規の勤務時間中に勤務した職員に対しても、同様とする。

2 休日勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、派遣職員の勤務1時間当たりの給与額は、当該職員の給与の適用を受ける派遣元の例により算出した額とする。

（夜間勤務手当）

第18条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、当該勤務について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき、規則で指定する職にある者に対して支給する。

2 管理職手当の月額は、管理職手当を支給される者の給料月額の100分の25を超えない範囲内で規則で定める。

（期末手当）

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、規則で定める日（以下「期末手当支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（以下第23条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に第29条第2項、第4項、第6項又は第7項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡

した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上である職員のうち規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者

第22条 任命権者は、期末手当支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該期末手当支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を任命権者に係る事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
  - 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
  - 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
    - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
    - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
    - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基準日から起算して1年を経過した場合
  - 6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
  - 7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したものとみなされた場合は、この限りでない。
  - 8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ広域連合長に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。
  - 9 前各項に規定するもののほか、第2項の書面及び第7項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）
- 第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、規則で定める日（以下「勤勉手当支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105（特定幹部職員に

あつては、100分の125)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 第20条第3項及び第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第23条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条及び第22条中「基準日から」とあるのは「基準日(第23条第1項に規定する基準日をいう。)から」と、「期末手当支給日」とあるのは「勤勉手当支給日」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第24条 退職手当については、別に条例で定める。

#### 第4章 補則

(適用除外)

第24条の2 第12条、第14条及び第24条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(任期付短時間勤務職員にあつては一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条各項の規定により採用された職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して規則で定める額)とする。

(給与の減額)

第26条 正規の勤務時間に職員が勤務しないときは、勤務時間条例第12条に規定する休暇が与えられた場合その他その勤務しないことについて任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(特定の職員についての適用除外)

第27条 第16条から第18条までの規定は、第19条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

(臨時的任用の職員等の給与)

第28条 臨時的任用の職員のうち、この条例の規定を適用することが適当でない者及び非常勤の職員の給与は、この条例の規定にかかわらず、日額又は月額とし、その額は、予算の範囲内において常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が定める。

(休職者の給与)

第29条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間がその休職に引き続く当該疾病による療養期間を通算して満3年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

- 3 職員が精神疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100を支給する。
- 4 職員が前3項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 5 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 6 職員が大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第5号）第2条に掲げる事由に該当して休職にされたとき（次項に掲げるときを除く。）は、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 7 職員が大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例第2条に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

（給与の口座振込）

第30条 給与は、職員からの申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振り込みの方法により支給することができる。

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則（平成20年条例第6号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後条例の第13条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第22条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪について起訴をされた者とみなす。

（その他の経過措置）

4 附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	184,000	259,100	302,100	354,700	391,900	444,700	514,600	573,000
2	185,100	260,400	303,500	356,800	394,000	446,900		
3	186,300	261,500	305,000	358,800	396,300	448,800		
4	187,400	262,600	306,600	360,800	398,600	450,800		
5	188,500	263,800	308,400	362,800	401,000	452,400		
6	189,600	264,700	310,300	364,900	403,500	454,200		
7	190,700	265,900	312,200	366,600	406,200	456,100		
8	191,800	267,300	314,100	368,600	408,700	458,100		
9	192,900	268,300	316,100	370,700	410,900	460,000		
10	194,400	269,000	317,800	372,500	413,000	461,700		
11	195,700	270,100	319,700	374,200	415,000	463,200		
12	197,000	271,000	321,400	376,200	417,200	465,000		
13	198,200	272,200	323,500	378,100	419,300	466,300		
14	199,800	273,200	325,300	380,100	421,200	467,800		
15	201,300	274,200	327,100	382,100	423,000	469,200		
16	202,800	275,300	328,900	384,100	425,000	470,700		
17	203,800	276,100	330,600	386,200	426,900	472,000		
18	205,700	277,600	332,000	388,100	428,700	473,300		
19	207,000	279,000	333,700	389,900	430,300	474,500		
20	208,400	280,300	335,400	392,000	432,000	475,500		
21	210,300	281,800	337,300	394,000	433,800	476,300		
22	213,000	282,900	339,300	395,600	435,400	476,800		
23	215,600	284,100	341,200	397,100	436,900	477,200		
24	218,100	285,300	343,000	398,800	438,500	477,600		
25	220,800	286,700	344,700	400,500	440,000	477,800		

26	222, 400	288, 100	346, 500	401, 900	441, 300	478, 200		
27	224, 100	289, 300	348, 400	403, 300	442, 600	478, 600		
28	225, 700	290, 800	350, 300	404, 700	443, 900	479, 100		
29	227, 100	292, 000	352, 000	406, 100	445, 000	479, 700		
30	227, 500	293, 000	353, 800	407, 300	446, 300	480, 100		
31	228, 300	294, 300	355, 600	408, 400	447, 500	480, 500		
32	229, 000	295, 600	357, 200	409, 600	448, 800	480, 900		
33	230, 000	297, 200	358, 800	410, 700	449, 700	481, 400		
34	230, 600	298, 800	360, 500	411, 900	450, 500	481, 700		
35	231, 300	300, 400	361, 900	413, 100	451, 100	482, 100		
36	232, 200	301, 900	363, 500	414, 300	451, 600	482, 500		
37	233, 100	303, 200	365, 100	415, 200	452, 000	482, 800		
38	234, 100	304, 600	366, 200	415, 900	452, 500	483, 200		
39	235, 200	306, 100	367, 300	416, 600	452, 800	483, 600		
40	236, 000	307, 600	368, 600	417, 300	453, 200	484, 000		
41	239, 100	309, 200	369, 700	418, 000	453, 500	484, 300		
42	240, 700	310, 700	370, 600	418, 700	453, 800	484, 600		
43	242, 400	312, 100	371, 600	419, 300	454, 100	484, 900		
44	244, 000	313, 400	372, 500	419, 700	454, 400	485, 100		
45	245, 200	314, 800	373, 200	420, 100	454, 600	485, 300		
46	246, 600	316, 300	374, 000	420, 400	454, 800			
47	248, 300	317, 600	374, 800	420, 600	455, 000			
48	250, 000	319, 000	375, 800	420, 800	455, 200			
49	251, 000	320, 100	376, 600	421, 000	455, 400			
50	252, 200	321, 300	377, 200	421, 200	455, 600			
51	253, 300	322, 500	377, 700	421, 400	455, 800			
52	254, 500	323, 900	378, 400	421, 600	456, 000			
53	255, 700	325, 300	378, 700	421, 800	456, 200			
54	256, 600	326, 700	379, 300	422, 000	456, 400			
55	257, 800	328, 200	379, 800	422, 200	456, 600			
56	259, 300	329, 500	380, 300	422, 400	456, 800			
57	260, 100	330, 700	380, 600	422, 600	457, 000			
58	260, 900	331, 600	381, 300	422, 800				
59	261, 800	332, 500	382, 000	423, 000				
60	262, 600	333, 400	382, 700	423, 200				
61	263, 500	334, 100	383, 300	423, 400				
62	264, 100	334, 900	384, 000	423, 600				

63	264,700	335,700	384,700	423,800				
64	265,500	336,500	385,400	424,000				
65	266,100	337,100	385,600	424,200				
66	267,100	337,700	386,000	424,400				
67	268,100	338,300	386,300	424,600				
68	269,100	338,900	386,600	424,800				
69	269,800	339,600	386,900	425,000				
70	270,600	340,300	387,200	425,200				
71	271,500	341,000	387,500	425,400				
72	272,400	341,700	387,800	425,600				
73	273,100	342,000	388,200	425,800				
74	274,000	342,600	388,500					
75	274,900	343,200	388,900					
76	275,900	343,800	389,300					
77	276,500	344,100	389,500					
78	277,000	344,600	389,700					
79	277,900	345,100	389,900					
80	278,800	345,600	390,100					
81	279,800	346,000	390,300					
82	280,800	346,500	390,500					
83	281,900	346,900	390,700					
84	282,700	347,400	390,900					
85	283,500	347,600	391,100					
86	284,400	348,100	391,300					
87	285,400	348,500	391,500					
88	286,400	349,000	391,700					
89	287,300	349,300	391,900					
90	288,200	349,800						
91	289,100	350,300						
92	289,800	350,800						
93	290,500	351,000						
94	291,300	351,200						
95	291,900	351,700						
96	292,500	352,200						
97	293,200	352,400						
98	293,700	352,800						
99	294,200	353,200						
100	294,900	353,400						

101	295, 600	353, 600						
102	296, 200	353, 800						
103	296, 900	354, 000						
104	297, 500	354, 200						
105	297, 900	354, 500						
106	298, 100	354, 700						
107	298, 300	354, 900						
108	298, 500	355, 100						
109	298, 700	355, 300						
110	298, 900	355, 500						
111	299, 100	355, 700						
112	299, 300	355, 900						
113	299, 500	356, 100						
114	299, 800							
115	300, 000							
116	300, 200							
117	300, 400							
118	300, 700							
119	301, 000							
120	301, 300							
121	301, 600							
122	302, 000							
123	302, 400							
124	302, 600							
125	302, 800							
126	303, 200							
127	303, 400							
128	303, 600							
129	303, 800							
130	304, 000							
131	304, 200							
132	304, 400							
133	304, 600							
134	304, 800							
135	305, 000							
136	305, 200							
137	305, 400							
138	305, 600							

139	305,800							
140	306,000							
141	306,200							
142	306,400							
143	306,600							
144	306,800							
145	307,000							
146	307,200							
147	307,400							
148	307,600							
149	307,800							
150	308,000							
151	308,200							
152	308,400							
153	308,600							
154	308,800							
155	309,000							
156	309,200							
157	309,400							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第2 医療職給料表（第4条関係）

### イ 医療職給料表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	190,900	276,900	304,800	349,800	389,700
2	192,300	277,800	306,500	350,700	392,100
3	193,700	278,700	308,200	351,600	394,500
4	195,100	279,500	309,800	352,500	396,900
5	196,300	280,000	311,400	353,400	399,400
6	198,200	280,600	313,200	355,400	401,900
7	200,000	281,100	315,000	357,400	404,400

8	201,800	281,700	316,800	359,500	406,900
9	203,400	282,300	318,600	361,600	409,500
10	205,000	283,000	320,600	363,600	411,700
11	206,700	283,700	322,500	365,600	414,000
12	208,200	284,400	324,400	367,600	416,300
13	209,500	284,900	326,400	369,500	418,200
14	211,600	286,300	328,300	371,400	420,200
15	213,600	287,600	330,200	373,300	422,000
16	215,600	288,900	332,100	375,200	424,000
17	217,500	290,200	333,900	377,000	425,800
18	219,400	291,400	335,500	379,200	427,800
19	221,300	292,600	337,100	381,300	429,800
20	223,100	293,700	338,800	383,400	431,900
21	225,100	294,800	340,400	385,500	433,700
22	226,700	296,100	342,200	387,600	435,300
23	228,200	297,400	344,000	389,600	436,700
24	229,700	298,700	345,800	391,600	438,300
25	235,300	300,100	347,700	393,400	439,900
26	235,900	301,500	349,500	395,200	441,200
27	236,700	302,900	351,300	396,700	442,500
28	237,400	304,200	353,000	398,400	443,800
29	238,100	305,500	354,700	400,100	445,000
30	238,900	307,000	356,300	401,600	446,000
31	239,700	308,500	357,900	403,100	447,000
32	240,500	310,000	359,500	404,600	448,000
33	241,300	311,500	361,000	406,100	449,000
34	242,200	313,000	362,600	407,400	450,000
35	243,100	314,500	364,200	408,600	451,000
36	244,000	315,900	365,800	409,900	451,800
37	244,600	317,300	367,300	410,800	452,500
38	245,800	318,700	368,600	412,000	452,900
39	247,000	320,100	369,900	413,200	453,300
40	248,200	321,500	371,200	414,400	453,600
41	249,400	322,900	372,400	415,300	453,800
42	250,600	324,200	373,400	416,100	454,000
43	251,800	325,500	374,400	416,900	454,200
44	253,000	326,800	375,400	417,700	454,400
45	253,700	328,000	376,300	418,200	454,600

46	254,600	329,300	377,000	418,800	454,800
47	255,600	330,500	377,800	419,400	455,000
48	256,500	331,800	378,600	419,900	455,200
49	257,400	333,000	379,400	420,100	455,400
50	258,300	334,000	380,400	420,300	455,600
51	259,200	335,000	381,400	420,500	455,800
52	260,000	336,000	382,400	420,700	456,000
53	260,900	337,000	383,100	420,900	456,200
54	261,600	337,900	384,000	421,200	
55	262,300	338,700	384,900	421,400	
56	262,900	339,500	385,800	421,600	
57	263,600	340,100	386,300	421,800	
58	264,500	340,900	387,100	422,000	
59	265,300	341,700	387,900	422,200	
60	266,100	342,400	388,700	422,400	
61	266,800	342,900	389,200	422,600	
62	267,700	343,500	389,900	422,800	
63	268,600	344,100	390,600	423,000	
64	269,500	344,700	391,300	423,300	
65	270,300	345,200	391,900	423,500	
66	271,200	345,900	392,600	423,800	
67	272,100	346,600	393,200	424,000	
68	273,000	347,300	393,700	424,200	
69	273,900	347,800	393,900	424,400	
70	274,800	348,400	394,300	424,600	
71	275,700	349,000	394,600	424,800	
72	276,600	349,600	394,900	425,000	
73	277,500	349,900	395,300	425,200	
74	278,300	350,500	395,700		
75	279,100	351,100	396,000		
76	279,900	351,700	396,300		
77	280,600	351,900	396,600		
78	281,500	352,400	397,000		
79	282,300	352,900	397,500		
80	283,100	353,400	397,900		
81	283,900	353,600	398,100		
82	284,600	354,000	398,400		
83	285,300	354,400	398,700		

84	286,000	354,700	399,000		
85	286,800	354,900	399,300		
86	287,500	355,300	399,600		
87	288,200	355,700	399,900		
88	288,900	356,100	400,200		
89	289,600	356,600	400,500		
90	290,300	357,000	400,800		
91	291,000	357,400	401,100		
92	291,700	357,700	401,400		
93	292,300	357,900	401,700		
94	292,900	358,200	401,900		
95	293,500	358,500	402,100		
96	294,100	358,700	402,300		
97	294,700	358,900	402,500		
98	295,200	359,100			
99	295,700	359,300			
100	296,200	359,500			
101	296,600	359,700			
102	297,000	359,900			
103	297,400	360,100			
104	297,800	360,300			
105	298,000	360,500			
106	298,200				
107	298,400				
108	298,600				
109	298,900				
110	299,100				
111	299,300				
112	299,500				
113	299,700				
114	299,900				
115	300,100				
116	300,300				
117	300,500				
118	300,700				
119	300,900				
120	301,100				
121	301,300				

122	301,500				
123	301,700				
124	301,900				
125	302,100				
126	302,300				
127	302,500				
128	302,700				
129	302,900				
130	303,100				
131	303,300				
132	303,500				
133	303,700				
134	303,900				
135	304,100				
136	304,300				
137	304,500				
138	304,700				
139	304,900				
140	305,100				
141	305,300				
142	305,500				
143	305,700				
144	305,900				
145	306,100				
146	306,300				
147	306,500				
148	306,700				
149	306,900				
150	307,100				
151	307,300				
152	307,500				
153	307,700				
154	307,900				
155	308,100				
156	308,300				
157	308,500				

備考 この表は、薬剤師、栄養士及び歯科衛生士に適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	209,700	273,900	291,400	310,400	348,600
2	211,100	275,500	291,700	311,800	350,600
3	212,600	277,100	292,000	313,100	352,700
4	214,000	278,600	292,300	314,500	354,800
5	215,400	279,800	292,700	315,700	356,600
6	216,900	280,600	293,000	316,900	358,600
7	218,400	281,200	293,500	318,400	360,700
8	219,900	281,800	293,800	319,900	362,600
9	221,100	282,100	294,400	321,600	364,600
10	222,700	282,800	295,200	322,800	366,300
11	224,200	283,700	296,100	324,100	367,900
12	225,800	284,100	296,900	325,500	369,400
13	227,400	284,300	297,700	326,800	371,300
14	229,500	284,600	298,800	328,500	373,200
15	231,500	284,900	300,100	330,100	375,100
16	233,700	285,200	301,200	331,700	377,000
17	245,400	285,400	302,100	333,400	378,900
18	247,900	285,600	303,000	334,700	380,800
19	250,100	285,900	303,800	336,100	382,500
20	252,400	286,100	304,800	337,500	384,500
21	254,700	286,500	305,900	338,900	386,300
22	256,100	287,100	306,800	340,300	388,300
23	257,400	287,800	308,000	341,800	390,100
24	258,700	288,300	309,100	343,400	392,100
25	260,100	288,900	310,200	344,900	394,000
26	260,300	289,900	311,300	346,400	395,600
27	260,500	291,000	312,500	347,800	397,200
28	260,700	292,000	313,800	349,100	398,700
29	260,900	292,800	315,000	350,500	400,500
30	261,300	293,700	316,600	351,900	402,400
31	261,900	294,500	318,100	353,300	404,300
32	262,400	295,500	319,500	354,600	406,100
33	262,900	296,400	320,800	356,300	407,800

34	263,800	297,300	322,100	358,000	409,500
35	264,700	298,300	323,300	359,600	411,300
36	265,400	299,200	324,500	361,200	413,100
37	266,000	300,200	325,800	362,800	414,800
38	267,300	301,000	327,100	364,400	416,600
39	268,700	301,700	328,500	365,900	418,400
40	270,200	302,600	329,900	367,500	420,200
41	272,100	303,600	331,100	368,800	421,800
42	273,000	304,800	332,300	370,100	423,300
43	273,800	306,100	333,600	371,500	424,900
44	274,600	307,400	334,700	373,000	426,500
45	275,100	308,600	335,700	374,500	427,600
46	275,900	309,700	336,800	375,500	428,800
47	276,700	310,800	338,000	376,800	430,000
48	276,900	311,800	339,000	377,900	431,200
49	277,300	312,700	340,200	379,300	432,400
50	277,600	313,800	341,400	380,700	433,600
51	277,800	315,000	342,600	382,000	434,800
52	278,000	316,200	343,800	383,300	436,000
53	278,400	317,300	345,100	384,700	437,000
54	278,700	318,300	346,300	385,900	438,000
55	278,900	319,400	347,500	387,100	439,000
56	279,100	320,300	348,800	388,300	439,900
57	279,400	321,400	349,500	389,400	440,700
58	280,100	322,500	350,700	390,400	441,400
59	280,600	323,600	351,800	391,400	442,100
60	281,100	324,500	352,900	392,400	442,700
61	281,800	325,600	353,900	393,200	443,200
62	282,700	326,600	354,800	393,900	443,700
63	283,600	327,700	355,900	394,600	444,200
64	284,400	328,800	356,800	395,100	444,600
65	285,100	329,800	358,000	395,500	444,900
66	286,000	330,900	359,200	395,800	445,300
67	286,800	332,000	360,400	396,200	445,700
68	287,700	333,100	361,600	396,600	446,000
69	288,500	333,800	362,400	396,900	446,300
70	289,500	334,800	363,500	397,200	
71	290,600	335,700	364,600	397,600	

72	291,600	336,600	365,700	398,000	
73	292,700	337,600	366,500	398,300	
74	293,500	338,400	367,600	398,600	
75	294,300	339,400	368,600	398,900	
76	295,200	340,300	369,700	399,200	
77	296,100	341,300	370,600	399,400	
78	297,400	342,500	371,400	399,600	
79	298,500	343,700	372,200	399,800	
80	299,600	344,900	373,000	400,000	
81	300,700	346,000	373,800	400,200	
82	301,700	347,100	374,200	400,400	
83	302,800	348,200	374,700	400,600	
84	303,900	349,300	375,200	400,800	
85	304,900	350,300	375,600	401,000	
86	306,000	351,300	376,000	401,200	
87	307,200	352,300	376,400	401,400	
88	308,400	353,300	376,800	401,600	
89	309,600	354,100	377,200	401,800	
90	310,600	354,800	377,500	402,000	
91	311,600	355,600	377,800	402,200	
92	312,500	356,400	378,100	402,400	
93	313,300	357,100	378,300	402,600	
94	314,300	357,700	378,600	402,800	
95	315,300	358,300	378,800	403,000	
96	316,100	358,900	379,000	403,200	
97	317,000	359,300	379,200	403,400	
98	318,000	359,800	379,400		
99	319,000	360,200	379,600		
100	320,000	360,700	379,800		
101	321,000	361,200	380,000		
102	322,100	361,500	380,200		
103	323,100	361,900	380,400		
104	324,000	362,300	380,600		
105	324,600	362,800	380,800		
106	325,200	363,200	381,000		
107	325,700	363,600	381,200		
108	326,300	364,000	381,400		
109	326,800	364,300	381,600		

110	327,200	364,700	381,800		
111	327,700	365,100	382,000		
112	328,000	365,500	382,200		
113	328,400	365,800	382,400		
114	328,900	366,100			
115	329,400	366,400			
116	329,900	366,700			
117	330,400	367,000			
118	330,900	367,300			
119	331,400	367,600			
120	331,900	367,900			
121	332,300	368,200			
122	332,700	368,500			
123	333,000	368,700			
124	333,300	368,900			
125	333,500	369,100			
126	333,800				
127	334,100				
128	334,400				
129	334,800				
130	335,100				
131	335,400				
132	335,700				
133	335,900				
134	336,200				
135	336,500				
136	336,800				
137	337,000				
138	337,300				
139	337,600				
140	337,900				
141	338,100				
142	338,400				
143	338,700				
144	339,000				
145	339,300				
146	339,600				
147	339,900				

148	340,200				
149	340,500				
150	340,700				
151	340,900				
152	341,100				
153	341,300				
154	341,500				
155	341,700				
156	341,900				
157	342,100				
158	342,300				
159	342,500				
160	342,700				
161	342,900				
162	343,100				
163	343,300				
164	343,500				
165	343,700				

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。